

亀山市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第12号

亀山市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の特殊勤務手当に関する規則（平成17年亀山市規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
種類	勤務内容	区分	手当額	種類	勤務内容	区分	手当額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
特殊手当	<u>1 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある本市の区域外の地域において、災害応急対策又は災害復旧のための業務とし</u>	日額	<u>市長が業務によって定める額</u>	特殊手当			

	て市長が別に定める業務に従事したとき。						
	<u>2</u> 年末年始において、市長が別に定める業務に従事したとき。	日額	市長が業務によって定める額		年末年始において、市長が別に定める業務に従事したとき。	日額	市長が業務によって定める額

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。